

2021年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

衆議院小選挙区選出議員の選挙区割について、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）は、選挙区間における投票価値の最大較差が2倍未満になることを基本とする一方、各都道府県に配当される選挙区数に関して、すべての都道府県に各1を配分した後、残った定数を人口に比例して各都道府県に配当するという一人別枠方式を規定していた（【資料】参照）。

2011年、最高裁判所（最高裁判所平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁）は、2009年衆議院総選挙（選挙当日、選挙区間の投票価値の最大較差は2.304倍であり、選挙人数が最も少ない高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区あった。）の時点において、一人別枠方式は投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断し、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止するなど、投票価値の平等にかなう立法的措置を早期に講ずる必要があるとした。

この判決を受けて2011年10月以降、衆議院議員選挙制度に関する各党協議会が10数回開催された。各党協議会は、投票価値の較差是正のほか、議員定数の削減や選挙制度の抜本的改革をめぐり検討を重ねたが、政党間の意見が折り合わず、成案を得ることができなかった。この結果、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、10年ごとに行われる国勢調査結果の公示から1年以内に選挙区割改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされているにもかかわらず、改定案を作成できず、2012年2月25日には2010年国勢調査結果に基づく改定案の勧告期限を徒過した。

その後、区画審が選挙区割改定案の検討に着手するための所要の法改正が優先され、与野党の提案に基づく改正法案が国会に複数提出された。しかし、投票価値の較差是正以外の改正法案の内容に関して政党間の意見が対立し、いずれも成立に至らず、国会における投票価値の較差是正に係る立法は膠着状況となった。2012年11月15日、近く衆議院が解散される見込みになったことから、衆議院は、衆議院小選挙区選出議員選挙について、①区画審設置法3条2項を削ることにより一人別枠方式を廃止し、②各都道府県の選挙区数を増やすことなく、議員1人あたりの人口が少ない5県の各選挙区数を1減ずることを内容とする改正法案を可決した。翌日、参議院も当該改正法案を可決し、平成24年法律第95号（以下「本件改正法」という）として成立した。なお、本件改正法は、投票価値の較差是正に関わる部分については、成立に至らなかった改正法案

と同じ内容である。

本件改正法成立と同日の11月16日、衆議院が解散され、2012年12月16日、衆議院総選挙（以下「本件選挙」という。）が施行された。本件選挙は、本件改正法に基づく選挙区割を定めることが時間的に不可能であるため、2009年衆議院総選挙と同じ区割規定（公職選挙法13条1項及び別表第1）並びに選挙区割の下で施行された。選挙当日における投票価値の最大較差は2.425倍であり、選挙人数が最も少ない高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区あった。

岡山県第1区選挙人であるXらは、本件選挙における選挙区割が違憲であると主張して、当該選挙区選挙無効訴訟（公職選挙法204条）を提起した。

なお、本件選挙後の2013年3月28日、区画審は、本件改正法の枠組みに基づき、2010年国勢調査結果に基づく選挙区割改定案を勧告した。当該勧告を受けた選挙区割改定を実現するための法改正が行われ、選挙区割は同年7月28日から施行された。この選挙区割における選挙区間の投票価値の最大較差は1.998倍となった。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

【資料】衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成24年法律第95号による改正前）
（抜粋）

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、1に、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第1条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、投票価値の平等と衆議院議員選挙制度との関係という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。